

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 8 号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和 4 0 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号。以下「条例」という。） 第 5 1 条、第 7 1 条並びに第 8 1 条の 8、第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に基づき、市民税、固定資産税（条例第 1 4 6 条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害による市民税の減免)</p> <p>第 3 条 条例第 5 1 条第 1 項第 5 号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から 3 0 日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第 2 項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする。）から災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号。以下「条例」という。） 第 5 1 条、第 7 1 条並びに第 8 9 条及び第 9 0 条の規定に基づき、市民税、固定資産税（条例第 1 4 6 条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害による市民税の減免)</p> <p>第 3 条 条例第 5 1 条第 1 項第 5 号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から 3 0 日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第 3 項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする。）から災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）</p>

において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

<省略>

2及び3 <省略>

（軽自動車税の種別割の減免）

第6条 <省略>

2から4まで <省略>

（軽自動車税の環境性能割における身体障害者等の範囲）

第7条 <省略>

2及び3 <省略>

（軽自動車税の環境性能割の減免）

第8条 条例附則第15条の3第1項第3号から

第7号まで及び第2項の規定により、次の表の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の欄に掲げる軽自動車の取得者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるとき限り、その者に課する環境性能割額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる 3輪以上の軽自動車	減免額	減免申請期日
(1)	条例附則第15条の3第1項第3号に規定	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア 環境性能割額の全部 イ 300万円に身	法第454条第1項各号の規定

において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

<省略>

2及び3 <省略>

（種別割の減免）

第6条 <省略>

2から4まで <省略>

（環境性能割における身体障害者等の範囲）

第7条 <省略>

2及び3 <省略>

	するもの	<p>体障害者又は精神障害者等が運転するための構造変更に必要な金額に相当する額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額</p>	<p>による申告期日（以下「申告納付期限」という）</p>
(2)	<p>条例附則第15条の3第1項第4号に規定するもの</p>	<p>次に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>ア 環境性能割額の全部</p> <p>イ 300万円に重</p>	
(3)	<p>条例附則第15条の3第1項第5号に規定するもの</p>	<p>精神障害者等の利用に供するための構造変更に必要な金額に相当する額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額</p>	
(4)	<p>条例附則第15条の3第1項第6号に規定するもの</p>	<p>次に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれに掲げる額</p> <p>ア 専ら身体障害者の利用に供するための構造を有する3輪以上の軽自動</p>	

		<p>車 環境性能割額の全部</p> <p>イ アに掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車</p> <p>身体障害者の利用に供するための構造変更に要した金額に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額</p>
(5)	<p>条例附則第15条の3第1項第7号に規定するもの</p>	<p>身体障害者が運転するための構造変更に要した金額に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額</p>
(6)	<p>条例附則第15条の3第2項に規定するもの</p>	<p>環境性能割額の全部</p>

(災害による軽自動車税の環境性能割の減免)

第9条 条例附則第15条の3第1項第1号及び第2号に規定する天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車について、次の表の減免の対象となる3輪以上の軽自

動車の欄に掲げる軽自動車の取得者が、同表の減免の範囲に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する環境性能割額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる3輪以上の軽自動車	減免の範囲	減免額	減免申請期日
(1)	条例附則第15条の3第1項第1号に規定するもの	震災、風水害、落雷、火災、盗難、自己の責に帰さない交通事故その他これらに類する災害（以下「災害のやんだ日から3月（当該災害が盗難の場合は、盗難にあった日から6月）を経過する日までに取得された、滅失若しくは損壊又は亡失（以下「滅失損壊」という。）した3輪以上の軽自	当該災害により滅失損壊した3輪以上の軽自動車の被災する直前の状態の通常取得価額（法第450条に規定する通常取得価額をいう。）に相当する額に当該3輪以上の軽自	申告納付期限

<p>動車に代わる ものと認めら れる3輪以上 の軽自動車（ 以下「代替軽 自動車」とい う。）</p>	<p>課すべき 環境性能 割の税率 を乗じて 得た額に 相当する 額（その 額が代替 軽自動車 に対して 課する環 境性能割 額を超え る場合は 、当該環 境性能割 額。以下 「被災時 減免額」 という。 ）。ただ し、盗難 により亡 失してい た3輪以 上の軽自 動車が発 見され、 当該発見 直後の通 常の取得 価額に相 当する額 が法第4 52条に</p>
--	---

規定する
免税点（
以下「免
税点」と
いう。）
を超える
場合は、
被災時減
免額が当
該発見直
後の通常
の取得価
額に相当
する額に
当該3輪
以上の軽
自動車に
対して課
すべき環
境性能割
の税率を
乗じて得
た額に相
当する額
（以下「
発見時環
境性能割
額」とい
う。）を
超えると
きに限り
減免する
ものとし
、その減
免額は、

			当該発見 時環境性 能割額を 被災時減 免額から 控除して 得た額に 相当する 額とする 〇	
(2)	条例 附則第 15条 の3第 1項第 2号に 規定す るもの	申告納付期 限から1月を 経過する日ま での間に、災 害により滅失 損壊した3輪 以上の軽自動 車	当該災 害により 滅失損壊 した3輪 以上の軽 自動車の 通常の取 得価額に 当該3輪 以上の軽 自動車に 対して課 すべき環 境性能割 の税率を 乗じて得 た額に相 当する額 (以下「 取得時減 免額」と いう。) 。ただし 、盗難に より亡失	災 害が 発生 した 日か ら3 0日 を経 過す る日。 ただ し、 市長 が当 該期 限を 延長 する こと につ いて や むを 得な い理

		していた 3輪以上 の軽自動 車が発見 され、当 該発見直 後の通常 の取得価 額に相当 する額が 免税点を 超える場 合の減免 額は、当 該発見時 環境性能 割額を取 得時減免 額から控 除して得 た額に相 当する額 とする。	由が ある と認 める とき は、 当該 延長 した 日
--	--	--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

2 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、愛知県知事が行う。この場合においては、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「愛知県知事」とする。